

認定こども園 光の森こども園 重要事項説明書

1. 園の運営主体と概要

名 称	社会福祉法人 山宮保育会	認可の形態	幼保連携型認定こども園
所 在 地	山梨県甲府市山宮町3318	名 称	認定こども園光の森こども園
代 表 者	理事長 岸 眞英	認可年月日	平成27年4月1日
電 話 番 号	055-252-6871	F A X	055-252-6872
E - m a i l	y.hikari@mx6.nns.ne.jp		
対 象 園 児	満3歳未満の乳幼児～満3歳以上の小学校就学前の教育・保育を必要とする児童		

2. 入園における定員と認定について

(1) 定員



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1号				5	5	5	15人
2号				11	8	11	30人
3号	10	15	15				40人
合 計	10人	15人	15人	16人	13人	16人	85人

(2) 認定について

(2) - 1 1号認定について

利用申し込みに係る1号認定こどもの数及び現に利用している1号認定こどもの数の総数が第12条の定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- ① 申し込みを受けた順番により決定する方法
- ② 本園の教育理念に基づき決定する方法

上記の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(2) - 2 2・3号認定について

本園は、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定された時、かつ教育・保育の実施について委託を受けた時は、これに応じる。

(2) - 3 認定の取得および取り消しについて

本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定と保護者とその内容を確認する。

本園の利用子どもが次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了するものとする。

- ① 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消した時。
- ② 支給認定保護者から、利用の取り消し申し出があった時。
- ③ 市町村が、利用継続が不可能であると認めた時。
- ④ その他、利用継続において重大な支障又は、困難が生じた時。



3. 認定区分による開園日および時間

認定区分	開 園 日	教育保育の利用時間
1 号	教育日数：週5日 4月1日～3月31日（土・日・休日を除く） 夏季休暇：8月1日～13日 冬季休暇：12月26日～1月5日 学 期 1学期 4月 1日～ 7月31日 2学期 8月14日～12月25日 3学期 1月 6日～ 3月31日	教育時間：午前9時～午後4時
2・3号 標準時間	保育日数：週6日 4月1日～3月31日（日・休日を除く） 冬季休暇：12月29日～1月3日	午前7時～午後6時（11時間） ※希望により延長保育あり。 延長→午後6時～7時
2・3号 短時間	保育日数：週6日 4月1日～3月31日（日・休日を除く） 冬季休暇：12月29日～1月3日	午前9時～午後5時（8時間）

4. 利用料金

(1) 本園の特定教育・保育の提供に当たって、特定保育・教育の質の向上を図るために要する費用は以下となります。

(1) - 1 施設整備費 月額3,000円（1家族につき3,000円）

・教育、保育の環境整備のための費用

(1) - 2 教育充実費

・保育時間内で行う教室「のびのび教室」ーリトミック教室・英語教室・書道教室・創作教室
 年少ー月額1,000円 年中ー月額2,000円 年長ー月額3,000円

支給認定保護者からの希望申し込みの手続きを行った上で要する費用

① スイミングスクール

・本園の職員が2名引率しフィッツスポーツクラブにクラブのバスに乗り移動し、
 フィッツスポーツクラブで指定講師よりスイミングの指導を受けることができる。

月3～4回（8月はお休み）

入会金 2,200円 学期ごとに（年3回）納入する金額 11,550円

- ② 英語教室 月額 5,000円
 - ・園の敷地内で英語教師の資格を有する英語講師が指導を行う。
- ③ 音楽教室 月額 6,000円
 - ・園の敷地内で音楽教師の資格を有する音楽講師が指導を行う。
- ④ 書道教室 月額 3,000円
 - ・園の敷地内で書道師範取得者の書道講師が指導を行う。

(2) 本園の特定教育・保育において提供される便宜に要する費用

① 給食費

1号認定及び2号認定の給食費

主食費 2,000円 副食費 4,500円 合計6,500円

② 教材・文具等の費用

年額 約5千円 (年齢で在籍するクラスにより料金が変わります)

③ 行事及び活動費

行事に利用する大型バスに係る費用

・バス代金を、1人 1,000円～2,000円の範囲で利用する都度徴収

利用施設の入場料等

・入場料等利用する施設に係る費用

④ スクールバス代金

スクールバスを利用する場合に係る費用

1人月額2,500円 兄弟姉妹2人の場合 4,000円


(3) 延長保育に係る利用者負担について

延長保育を希望する場合の料金

① 月の申請 1人1カ月 2,000円

② 日の申請 1日 100円

5. 健康診断・身体測定・口腔清掃・健康および衛生管理

身 体 測 定	毎月1回、各年齢で身体測定を実施します。
健 康 診 断	年2回、内科検診および歯科検診を実施します。
検 査	年2回、尿検査を実施します。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児では、個別健康記録ノートで毎日の家庭と園との状況を把握します。 ・3歳以上児では、個人表にてお子さんの健康管理を家庭と園とでやりとりをします。
口 腔 清 掃	<p>毎日、歯磨きを実施</p> <p>※ 月1回 歯科医の指導の下、口腔清掃を実施します。</p> 
カ ウ ン セ リ ン グ	希望に応じて心理カウンセラーによるカウンセリング実施します。

6. 衛生管理

各クラス等のお掃除は毎日実施。トイレはマニュアルに基づいて毎日清掃。

ノロウイルス等嘔吐下痢の処置については、各クラスに処理の対応マニュアルがあり、それに基づいて対処をすみやかに行います。

嘔吐や下痢についてのお願いです

嘔吐下痢の場合、該当園児の衣類に嘔吐物等の付着がある場合は、感染防止の為に園でお洗濯をすることはできませんので、お持ち帰り頂くか、ご了解を得て状況によっては園で処分させていただきます。園の子ども達への感染防止の為、ご理解ご協力を頂きたくお願い申し上げます。

また、嘔吐や下痢がある場合は、ご自宅での療養をお願い申し上げます。

7. 給食について

衛生管理の徹底の基、完全給食を実施。以下のように給食を提供し、献立や栄養については、毎月給食便りと献立便りでお知らせをいたします。楽しく美味しい行事食もあります。

アレルギーについては、医師の診断書を提出の上、アレルギー食への対応もきめ細かく実施していきます。

午 前 の お や つ	さつまいもやジャガイモなどの茹で野菜等が中心
昼 食	主食→五穀米等のご飯 うどんなどの麺類 野菜をいれた手作りパン 副食→摂取カロリーや栄養を、管理栄養士が計算した うえで作った献立に基づいたもの
午 後 の お や つ	手作りのおやつ お野菜を使ったマドレーヌや蒸しパン・クッキー お野菜のサクレ・手作りの100%果汁のゼリーなど

8. 災害時の対応

非 常 時 の 対 応	資料1をご覧ください。
防 災 ・ 防 犯 設 備	<ul style="list-style-type: none">・園舎は耐火建築・耐震構造・火災報知器、誘導灯、ガス漏れ検知器、・防災用充電器2器設置・110当番非常警報装置 (直接警察にボタンひとつで通報できる装置設置)・防犯用の盾とスプレー3か所設置
防 災 ・ 防 犯 訓 練	<ul style="list-style-type: none">・1か月に一度、訓練を実施
避 難 場 所	<ul style="list-style-type: none">・甲府市立羽黒小学校

9. 苦情・要望受付等

当園では、要望、苦情等に関する窓口を以下の通り設置しています。

苦情等解決責任者：園長 岸 眞英

苦情受付担当者：教頭 岸いず美

当園の第三者委員：山田修一 ・長沢達也

山田修一 電話 252-9405（午前10時～午後6時）

甲府市山宮町2737

長沢達也 電話 252-9128（午前10時～午後6時）

甲府市山宮町 3307-1

※第三者委員へのご連絡は、早朝または夜間はなるべくおひかえください。

※ 当園が開園の日に以下の時間帯で電話および口頭にてご相談を随時受け付けます。

電話 252-6871（午前9時～午後5時）

10. その他の留意事項

(1) 虐待防止

当園では、子どものすこやかな成長を願うために、児童虐待防止に努めています。お子さんのことやご自身のお子さん以外にも心配な事などがありましたら、遠慮なく相談ください。

または、以下の専門機関にご連絡ください。

虐待防止全国共通児童相談ダイヤル：0570-064-000

甲府市役所相談窓口：昼間→055-237-5917 夜間→055-237-1161

(2) 敷地内禁煙

当園の敷地内は禁煙となっております。ご協力お願いいたします。

11. 災害時ひきとりについて

東海地震についての警告が毎年なされていますが、園では、地震等災害時のお子さんの引き取りについての対応について、以下のようにご協力をお願い申し上げます。

災害が発生した場合上の園庭に出ます。そこから状況をみて下の園庭に移動します。

羽黒小学校が地域の避難場所に指定されていますので、状況をみながら指定避難場所に移動します。



園への電話は控えて頂き、まずは災害の状況を保護者の方はラジオ等でご確認ください。

(1) 引き取りについて

状況によっては電話での対応はできないこともあると思いますので、お電話での連絡は控えて頂き、できる限りすみやかに直接 園にむかえにきてください。

① 電話回線の混雑で電話がつながりにくくなると思います。電話が不通になっていることもあると思いますので、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

② 子ども達の様子については、災害伝言サービスを利用してお伝えいたしますので、災害伝言ダイヤルサービス（171番）に電話をかけ、園の状況・子ども達の状況をご確認ください。

〈 伝言サービスを利用して保育園の状況を確認していただく方法 〉

保育園の伝言を聞く場合→171を押す→2を押す→（055）252-6871 となります。

(2) お子さんを園にお迎えにきていただく時

① 羽黒小学校でなく **こども園**にまずおむかえに来てください。

③ 保育園に誰もいない時は羽黒小学校にお迎えに来てください。

④ 引き取り者、引き取り手段について、ご家庭で日頃から話し合いご確認ください。



1 2 - 1. 重要事項説明についての同意書

光の森こども園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき、重要事項の説明をおこないました。

説明年月日：令和5年4月1日（土）

施設名：認定こども園 光の森こども園

説明責任者：施設長 岸 眞英

私は、本書面に基づいて光の森こども園の利用にあたって、重要事項の説明を受け同意いたしました。

令和5年 4月1日

保護者住所：

園児氏名（在籍園児のお名前をすべてお書きください）

（ ）（ ）（ ）

保護者氏名

（ ）印

1 2 - 2 個人情報についての同意書

光の森こども園の在籍園児の個人情報につきましては、以下の目的の為に適正に運用かつ使用をさせていただきますが、それについての同意のご署名をお願いいたします。

- ・保護者の状況把握に必要な個人カードの適正な運用
- ・ホームページおよび園ブログでの写真の公開
- ・クラスに緊急連絡網配布、役員の氏名公表
- ・就学時に小学校への必要情報の伝達
- ・児童虐待等発生した場合に所轄庁への連絡
- ・発達障害などが疑われる場合への所轄庁との連携における情報交換
- ・転園する場合への情報伝達
- ・その他園が必要と認めた場合

①個人情報の適正運用について同意します。

園児保護者氏名（ ）印

②ホームページおよびブログでの写真公開（クラス・集合写真等の写真は除く）

- ・写真公開に**同意しない人のみ**サインと印をお願いします。

園児保護者氏名（ ）印

※ 4月7日（金）までに提出お願いいたします。